

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和5年6月8日（木）10時30分～12時30分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、佐藤室長補佐、新井安全審査官、植木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当5名（うちWeb会議システムによる出席3名）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当9名（うちWeb会議システムによる出席5名）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟（以下「第2棟」という）の設置）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（コンクリートセルに対する波及的影響及び建屋の耐震性評価について）
 - 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（非常用電源の設置の考え方について）
- 原子力規制庁は説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。
 - （コンクリートセルに対する波及的影響及び建屋の耐震性評価関係）
 - 鉄セルの解析モデル化に関して、モデル化の基となる鉄セルの構造図等を示すこと。また、固有値解析モデルと応力評価モデルで異なるモデルを使用している場合はその旨を示すとともに、固有値解析モデルでの拘束条件についても説明を追加すること。
 - 鉄セルの遮へい体を支持しているコンクリートセル側の据え付け部の影響評価についても別途まとめ資料等で示して説明すること。また、コンクリートセル及び鉄セル間の物品等の搬出入部の耐震評価の必要性についても検討すること。
 - （非常用電源関係）
 - セル・グローブボックス用換気空調設備の耐震クラスの再設定にあたり、セル・グローブボックス用排風機をCクラスとした場合の敷地境界線量評価については、共通要因により破損する他の設備の分も含めた合算値で整理すること。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について
(コンクリートセルに対する波及的影響及び建屋の耐震性評価について)
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について
(非常用電源の設置の考え方について)